

埼玉県 信用保証協会 御中

他行借換依頼書兼確認書

住 所
(依頼人) 法人名
代表者名

私は、経営者を含めた保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「事業承継特別保証制度」による
(借換金融機関名)
からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する
(被借換金融機関名) からの借入金を決
済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1 (年 月 日現在)

既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
合 計			円		

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人（個人に限る。）を提供していない借入金は対象外となります。

※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する
(借換金融機関名)
からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。

なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。

また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権・根抵当権	設定額	千円	抵当権・根抵当権
	千円	抵当権・根抵当権		千円	抵当権・根抵当権

【送金先】

銀行 本店
送金指定口座 信用金庫 支店 別段 預金口座番号
信用組合

口座名義人（送金先金融機関名）

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

印

事業承継計画書

住 所

法人名

代表者名

1. 事業承継の概要 ※

被承継者	氏名	年齢	事業承継(予定)日				
			年 月 日				
承継者	氏名	年齢	被承継者との関係				
事業承継理由							
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
株主構成の推移							
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	株主氏名	被承継者との関係	持株数
			株				株
			株				株
			株				株
			株				株
	合計		株		合計		株
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)							

※事業承継済みの場合、「事業承継(予定)日」は、登記事項証明書における代表者への就任日をご記入ください。

2. 収支計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。

※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 資産超過である。 <p style="text-align: right;"><u>純資産合計</u> 円</p>
② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。 <p style="text-align: right;"><u>EBITDA有利子負債倍率</u> 倍</p> <p>〔計算式〕（借入金・社債 - 現預金）÷（営業利益 + 減価償却費）</p> <p style="text-align: center;"><u>借入金・社債（ ）円 - 現預金（ ）円</u> 営業利益（ ）円 + 減価償却費（ ）円</p>
③ 法人与経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。 また、法人与経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。
④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えている必要があります。「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は当該期間の始期の前日を基準として確認することでも差し支えありません。

埼玉県 信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住所
(申込人) 法人名
代表者名

借入申込の内容

(年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容^{※1}

保証協会付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
①小計			(A)	円	
プロパー ^{※2}	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
②小計			(B)	円	
③増額借入希望額 ^{※3}			(C)	円	
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A+B+C)	円	

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。

※3 事業承継後の場合には対象となりませんので、「0」（ゼロ）をご記入ください。

この度、申込人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。

また、「事業承継特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。

この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

埼玉県 信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名

借入申込の内容 (年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容 ^{※1}					
保証協会付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
	①小計			(A)	円
プロパー ^{※2}	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
	②小計			(B)	円
③その他借換に要する費用 ^{※3}			(C)	円	
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A + B + C)	円	

※1 経営承継借換関連保証で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。
 なお、保証人(現代表者に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。

※3 例えば、経営承継借換関連保証に係る保証料、印紙代や登記費用等、経営承継借換関連保証による借換えに際して必要となる費用のうち、今回借入申込する金額についてご記入ください。

この度、申込人から保証人となっている現代表者の保証の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。

また、経営承継借換関連保証の対象資金であることを確認しています。

なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。

この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

金融機関本・支店名

代表者名

埼玉県 信用保証協会 御中

他行借換依頼書兼確認書

住 所
(依頼人) 法人名
代表者名

私は、現代表者が保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「経営承継借換関連保証」による(借換金融機関名)からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する(被借換金融機関名)からの借入金を決済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1 (年 月 日現在)

既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
合 計			円		

※1 経営承継借換関連保証で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、保証人(現代表者に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から保証人となっている現代表者の保証の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する(借換金融機関名)からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。

なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。

また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権・根抵当権	設定額	千円	抵当権・根抵当権
	千円	抵当権・根抵当権		千円	抵当権・根抵当権

【送金先】

送金指定口座 銀行 本店
信用金庫 支店 別段 預金口座番号
信用組合

口座名義人(送金先金融機関名)

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

印

年 月 日

埼玉県 信用保証協会 御中

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

※認定取得後、保証申込日までの間に新しい決算が確定していない場合は、①及び②の記載を省略して差し支えありません。

① 資産超過である。 <div style="text-align: right;">純資産合計 円</div>
② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。 <div style="text-align: right;">EBITDA有利子負債倍率 倍</div> 〔計算式〕（借入金・社債 － 現預金）÷（営業利益 ＋ 減価償却費） <div style="text-align: right;">借入金・社債（ ）円 － 現預金（ ）円 ── 営業利益（ ）円 ＋ 減価償却費（ ）円</div>
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。 また、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。
④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益＋減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えている必要があります。「借入金・社債－現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は当該期間の始期の前日を基準として確認することでも差し支えありません。

創業計画書

埼玉県信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○印を付けてください)

〔申込人〕

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

住 所
会 社 名
氏名または 代 表 者 名

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。

※会社設立前の創業者が個人で申込みの場合や、分社化を計画している親会社が申込みの場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)				金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 2来店面談	<input type="checkbox"/> 3訪問面談	<input type="checkbox"/> 4その他()	

1. 事業概要

会社名(予定含む)					
開業(予定)住所	電話 ()				
設立登記(法人)	有 ・ 無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業 種			資 本 金	[会社設立予定を含む] 円	
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類)	<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取扱品		仕入先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
[会社設立予定を含む]出資者・出資額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

埼玉県信用保証協会 御中
申込金融機関 御中

令和 年 月 日

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住 所

(申込人) 法人名

代表者名

【事業者の選択】

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記〔確認項目〕①に該当する場合は0.25%上乗せ(※)、②、③及び④に該当する場合は0.45%上乗せ(※)となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の諾否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限られます。

【誓約事項】

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

- 保証の委託の申込みをした日(以下「申込日」という。)以降においても、次の(1)及び(2)を遵守します。
 - 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - 申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- 上記1.の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。
- 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。

(注)「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて0.05%から0.15%(※)が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

(裏面に続く)

【確認項目】

次のいずれかに該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	資格要件	保証料率 上乘せ
①	【要件1】【要件2】及び【要件3】（1）、（2）の全ての項目を満たす。	0.25%
②	【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】（1）又は（2）のいずれかを満たす。	0.45%
③	法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。	0.45%
④	法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0.45%

【要件確認】

上記①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけてください。

なお、②については【要件3】（1）及び（2）の数値を入力の上、いずれかに該当することを確認し、該当する場合は○を、該当しない場合は×をつけてください。また、④は確認項目のチェックのみで、要件確認欄への記入は不要です。

要件確認欄				項目
①	②	③	④	
				【要件1】 申込日以前過去2年間（法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
				【要件2】 申込日の直前の決算において、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
				【要件3】 （1） 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上であること。 直前決算期：令和 年 月期 純資産額（ ）円
				【要件3】 （2） 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 直前決算期：令和 年 月期 経常利益（ ）円＋減価償却費（ ）円 ＝減価償却前経常利益（ ）円 直前決算前期：令和 年 月期 経常利益（ ）円＋減価償却費（ ）円 ＝減価償却前経常利益（ ）円

◎記入上の留意点

- 直前の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾日迄の間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。
- 各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【確認状況記載欄】

上記〔事業者の選択〕及び〔誓約事項〕について、申込人の意思に基づくものであることを次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1. 電話 <input type="checkbox"/> 2. 対面面談 <input type="checkbox"/> 3. オンライン面談 <input type="checkbox"/> 4. その他（ ）	

申込金融機関として、上記全てを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

確認チェック

本紙の内容を申込人〔法人名： 〕
に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。

（確認日 年 月 日 金融機関確認者 ）」

※申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本紙の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェック（）を付けて保証申込書類と併せて信用保証協会にご提出ください。

1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類 型	要 件
金融機関 連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全本がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全本が図られている。
そ の 他	個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度（信用保証料の上乗せあり）

信用保証協会では、次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1) 過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 直近の決算において債務超過でない。
 - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

【「経営者保証に関するガイドライン」とは】

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<https://www.jccior.jp/>）または全国銀行協会（<https://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ) に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以上
おわかりにならない事、またはお気づきの点がございましたら、各信用保証協会までお問い合わせください。